

社会福祉法人 黒松内つくし園 泊村特別養護老人ホームむつみ荘
 【施設サービスご利用料金】 1割負担

介護報酬関連

2024年10月1日現在

看護体制加算	個別機能訓練加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	サービス提供体制強化加算Ⅲ	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)または(Ⅱ)
(Ⅰ)□ 4円	12円 ×日数 +20円	18円	6円	46円	50円	合計単位数 × (Ⅰ)14.0% または (Ⅱ)13.6%
(Ⅱ)□ 8円						

対象：利用者様本人が住民税非課税及び老齢福祉年金を受給されている方

	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
第一段階	1	15,000円 (高額サービス費上限額を適用)	9,300円 1日300円	27,280円 1日880円	51,580円
	2				
	3				
	4				
	5				

対象：利用者様本人が住民税非課税及び年間の収入が80万円以下の方(年金収入を含む)

	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
第二段階	1	15,000円 (高額サービス費上限額を適用)	12,090円 1日390円	27,280円 1日880円	54,370円
	2				
	3				
	4				
	5				

対象：利用者様本人が住民税非課税及び年間の収入が80~152万円以下の方(年金収入を含む)

	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
第三段階	1	24,440円	①20,150円 1日650円	42,470円	①87,060円 ②109,070円
	2	24,600円 (高額サービス費上限額を適用)			②42,160円 1日1,360円
	3				
	4				
	5				

対象：第一段階から第三段階以外の方

	要介護度	サービス利用料自己負担額	食費	居住費	合計金額
第四段階	1	23,313円	44,795円 1日1,445円	64,046円 1日2,066円	132,154円
	2	25,645円			134,486円
	3	28,148円			136,989円
	4	30,513円			139,354円
	5	32,811円			141,652円

※第一段階から第四段階の認定はご住所のある住所市町村が認定いたします。対象の内容は変更になる場合があります。

実費負担 (法定外分)	電気代	テレビ 20円/日 ・ 冷蔵庫 25円/日 ※利用者様のご希望で居室で使用した場合
	貴重品管理料	100円/日 (小口現金、預金通帳、印鑑、保険証類など)
	散髪代	施術者へ直接お支払いください。(カット・パーマ・毛染め)

利用料金詳細

①介護福祉施設サービス費（単位／日）

サービス内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護福祉施設サービス費	670円	740円	815円	886円	955円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	6円	6円	6円	6円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	18円	18円	18円	18円	18円
看護体制加算（Ⅰ）□、（Ⅱ）□	12円	12円	12円	12円	12円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	12円	12円	12円	12円	12円
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46円	46円	46円	46円	46円
科学的介護推進体制加算	50円	50円	50円	50円	50円
合 計	814円	884円	959円	1,030円	1,099円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	介護サービス費＋その他加算料金を含めた料金の（Ⅰ）14.1%または（Ⅱ）13.6%相当額を算定。
生活機能向上連携加算	100円（月額）

※利用状況によって変動することがあります。今後、各種加算について変更があった場合には、適宜お知らせいたします。

下記の事項に該当する場合は算定致します。（単位／日）

看取り介護を希望され、当該施設・在宅（病院含む）でお亡くなりになった場合		
看取り介護加算	お亡くなりになられた日	1,280円
	お亡くなりになられた日の前日及び前々日	680円
	お亡くなりになられた以前4日～30日	144円
	お亡くなりになられた以前45日～31日	72円
経口移行加算	食事を経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合	28円
経口維持加算Ⅰ	著しい摂食障害がある場合の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	400円
経口維持加算Ⅱ	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	100円
療養食加算	医師の指示により、療養食を提供した場合	18円
初期加算	初入居日から30日以内の期間（30日以上入院後の再入居の場合も算定）	30円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施した場合	（Ⅰ）90円（Ⅱ）110円
安全対策体制加算	入居時（初日）に限り1回算定。	20円
新興感染症等施設療養費	厚労省の定める感染症に感染し、医療機関との相談連携のもと、施設内で療養を行った場合	240円
協力医療機関連携加算	利用者様の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行う場合	100円
高齢者施設等感染症対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	対応を行う医療機関と連携し、医療機関が実施する感染対策研修または訓練に年1回以上参加	（Ⅰ）10円、（Ⅱ）5円

②居住費 ・ 食費

利用者負担額段階		居住費／日	食費／日
第1段階	・ 老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・ 生活保護受給者	880円／日	300円／日
第2段階	・ 本人及び世帯全員が住民税非課税の方 (年金収入と他の所得合計が80万円以下の方)	880円／日	390円／日
第3段階	・ 本人及び世帯全員が住民税非課税の方 (①年金所得合計80万円超乗120万円以下の方) (②年金所得合計120万円以上)	1,370円／日	①650円／日 ②1,360円／日
第4段階	・ 本人及び世帯全員が住民税を課税されている方	2,066円／日	1,445円／日